

宝塚市地区計画等の導入の促進に関する要綱

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 まちづくり活動団体の認定等(第3条―第9条)
- 第3章 支援制度
 - 第1節 まちづくりアドバイザー派遣制度(第10条―第15条)
 - 第2節 コンサルタント派遣制度(第16条―第16条の6)
 - 第3節 まちづくり活動助成制度(第17条―第27条)
- 第4章 雑則(第28条―第30条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、宝塚市まちづくり基本条例(平成13年条例第36号)第2条に規定するまちづくりの基本理念に基づき、市民によるまちづくりのための計画策定、まちづくり活動等に関して必要な事項を定めることより、市民と市が協働して地区計画等の導入を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり活動団体 次条の規定により認定された団体をいう。
- (2) 住民等 居住者及び土地又は家屋の所有権を有する者をいう。
- (3) 地区計画 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「都市計画法」という。)第12条の4第1項第1号に掲げる計画をいう。
- (4) 地区土地利用計画 宝塚市市街化調整区域における開発行為及び建築物の新築等に関する条例(平成30年条例第33号。以下「土地利用計画条例」という。)第7条第1項に規定する計画をいう。
- (5) 景観計画特定地区の指定等 宝塚市都市景観条例(平成24年条例第21号。以下「景観条例」という。)第10条第1項の規定による景観計画特定地区の指定並びに景観条例第10条第2項の規定による景観形成方針及び景観形成基準の策定並びに景観法(平成16年法律第110号。以下「景観法」という。)第61条第1項の規定による景観地区の策定並びに同条第2項に規定する事項の策定をいう。
- (6) 地区計画等 地区計画、地区土地利用計画及び景観計画特定地区の指定等をいう。

第2章 まちづくり活動団体の認定等

(まちづくり活動団体の認定)

第3条 市長は、住みよいまちづくりを推進することを目的とする住民組織であつて、次の各号のいずれにも該当するものをまちづくり活動団体として認定することができる。

- (1) その活動の対象となる区域(以下「活動区域」という。)の面積がおおむね0.5ヘクタール以上であるもの
- (2) その組織が活動区域内の住民等の2分の1以上で構成され、構成員が10人以上であるもの
- (3) その活動が活動区域における地区計画等の導入を目的としているもの
- (4) その活動内容について、活動区域内の住民等に周知徹底できる体制となっているもの

(認定の申請等)

第4条 前条に規定するまちづくり活動団体の認定を受けようとする住民組織は、まちづくり活動団体認定申請書により市長に認定の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 組織の規約
- (2) 組織の構成員の範囲を示す書面
- (3) 組織の役員等の名簿
- (4) 組織の活動区域を示す図面
- (5) 第3条第4号に係る体制を示す書面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

3 市長は、第1項の規定に基づく申請があつたときは、速やかに認定の可否を決定しなければならない。

4 市長は、まちづくり活動団体の認定をしたときは、まちづくり活動団体認定通知書により、まちづくり活動団体の認定をしなかつたときはその旨を文書により、申請者に通知するものとする。

5 認定の期間は、認定のあつた日から、地区計画に係る案を作成する住民組織にあつては都市計画の決定告示日まで、地区土地利用計画に係る案を作成する住民組織にあつては土地利用計画条例第8条第4項に規定する告示日まで、景観計画特定地区の指定等に係る案を作成する住民組織にあつては景観法第9条第6項、都市計画法第20条第1項又は景観法第83条第3項に規定する告示日までとする。

(変更の届出)

第5条 まちづくり活動団体は、前条第1項の規定により提出した申請書又は同条第2項各号に掲げる図書の記載事項について変更があつたときは、速やかにまちづくり活動団体変更届出書によりその内容を市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第6条 市長は、まちづくり活動団体が第3条の規定に該当しなくなつたと認めるとき又はまちづくり活動団体として適当でないとき、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定によりまちづくり活動団体の認定を取り消したときは、速やかにまちづくり活動団体認定取消通知書によりその旨を当該まちづくり活動団体に通知するものとする。

(地区計画等に係る案の提出要件)

第7条 まちづくり活動団体は、その活動区域内における地区計画等に係る案を作成し、その案が次の各号のいずれにも該当する場合は、市長に提出することができる。

(1) 対象となる区域内の土地又は家屋の所有権を有する者及び次に掲げる権利者(以下「関係権利者」という。)の多数の賛同を得ていると認められること。

ア 地区計画及び地区土地利用計画に係る案については、借地権を有する者

イ 景観計画特定地区の指定等に係る案については、借地権を有する者及び建物の全部若しくは一部を占有する者

(2) 都市計画法その他関係法令及び都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2第1項の規定により市が定める都市計画に関する基本的な方針をいう。)その他市が策定した計画又は方針(以下「関係法令等」という。)に整合していると認められること。

2 まちづくり活動団体は、地区計画等に係る案と併せて関係権利者の合意形成の状況がわかる図書を提出するものとする。

(検討)

第7条の2 市長は、地区計画等に係る案の提出があつた場合には、次に掲げる事項について検討するものとする。

(1) 関係法令等との整合

(2) 関係権利者の合意形成の状況

(3) 地区計画等の案の決定又は変更の手續に必要な事項

(通知)

第7条の3 市長は、前条の規定による検討を行った場合は、地区計画等に係る案の決定又は変更の手續を行うか否か決定し、まちづくり活動団体に対し、文書によりその検討結果を速やかに通知しなければならない。

(公表、閲覧)

第7条の4 市長は、第4条第3項の規定によるまちづくり活動団体の認定及び前条の規定による地区計画等に係る案の決定又は変更の手續を行うと決定したときには、速やかにその旨を公表及び閲覧に供するものとする。

(地区計画等の決定)

第8条 市長は、第7条の3の規定により地区計画等に係る案の決定又は変更の手続を行うことを決定した場合は、その案の趣旨に配慮して地区計画等の決定及び変更を行うよう努めなければならない。

2 市長は、地区計画等の決定及び変更を行ったときは、当該まちづくり活動団体に文書により報告するものとする。

(職員の派遣等)

第9条 市長は、まちづくり活動団体又はその設立を目的とする住民組織の求めに応じ、市職員を派遣し、又は集会場若しくは資料の提供をするものとする。

第3章 支援制度

第1節 まちづくりアドバイザー派遣制度

(まちづくりアドバイザー派遣の要件)

第10条 市長は、初動期におけるまちづくり活動を円滑に推進するため、次に掲げる要件に該当する住民組織に対して、地区計画等に関する勉強会等に専門家(当該住民組織に対する支援を市長が依頼した者に限る。以下同じ。)をまちづくりアドバイザーとして派遣することができる。

- (1) まちづくり活動団体を設立しようとする5人以上の住民等で構成されること。
- (2) まちづくり活動を継続的に行う意思があると市長が認めるものであること。

(派遣の内容)

第11条 前条の規定によるアドバイザーの派遣(以下「アドバイザー派遣」という。)は、原則として1組織につき延べ5人を限度として派遣するものとする。

(支援の期間)

第12条 アドバイザー派遣の支援を行う期間は、最初に派遣を決定した年度から起算して2年度を限度とする。

(派遣の申請)

第13条 アドバイザー派遣を受けようとする住民組織は、まちづくりアドバイザー派遣申請書により、次に掲げる図書を添付して市長に派遣の申請をしなければならない。

- (1) 組織の構成員名簿
- (2) 組織の活動する区域を示す図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

(派遣の決定)

第14条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査して派遣の可否を決定し、その旨をまちづくりアドバイザー派遣通知書により申請者に通知するとともに、派遣を決定した場合はまちづくりアドバイザー派遣依頼書により派遣を予定するア

ドバイザーに依頼するものとする。

(業務実施の報告)

第15条 アドバイザー派遣を受けた住民組織又は派遣されたアドバイザーは、アドバイザーの業務実施の後、その結果を、住民組織にあつてはまちづくりアドバイザー派遣結果報告書、アドバイザーにあつてはまちづくりアドバイザー用務結果報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。

第2節 コンサルタント派遣制度

(コンサルタント派遣の要件)

第16条 市長は、まちづくり活動団体の設立を円滑に推進するため、次に掲げる要件に該当する住民組織に対して、専門家をコンサルタントとして派遣することができる。

- (1) 活動区域の面積がおおむね0.5ヘクタール以上であるもの
- (2) まちづくり活動団体の設立を目的とする5人以上の住民等で構成されること。
- (3) 市長がアドバイザー派遣の結果を審査し、継続してまちづくり活動団体の設立を円滑に推進する支援が必要であると認めるものであること。

(派遣の内容)

第16条の2 前条の規定による専門家の派遣(以下「コンサルタント派遣」という。)は、原則として1組織当たり、当該専門家の派遣に係る費用が50万円以下となる限度で派遣するものとする。

(支援の期間)

第16条の3 コンサルタント派遣を行う期間は、最初に派遣を決定した年度から起算して2年度を限度とする。

(派遣の申請)

第16条の4 コンサルタント派遣を受けようとする住民組織は、コンサルタント派遣申請書により、次に掲げる図書を添付して市長に派遣の申請をしなければならない。

- (1) 組織の構成員名簿
- (2) 組織の活動する区域を示す図面
- (3) 事業計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

(派遣の決定)

第16条の5 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査して派遣の可否を決定し、その旨をコンサルタント派遣通知書により申請者に通知するとともに、派遣を決定した場合はコンサルタント派遣依頼書により派遣を予定するコンサルタントに依頼するものとする。

(業務実施の報告)

第16条の6 コンサルタント派遣を受けた住民組織又は派遣された専門家は、コンサル

タントの業務実施の後、その結果を、住民組織にあってはコンサルタント派遣結果報告書、コンサルタントにあってはコンサルタント用務結果報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。

第3節 まちづくり活動助成制度

(まちづくり活動助成)

第17条 市長は、まちづくり活動団体に対し、調査研究、計画策定等のまちづくり活動(以下「助成対象活動」という。)に必要な経費の一部としてまちづくり活動助成を行うことができる。

(助成の内容)

第18条 市長は、助成対象活動に要する次に掲げる費用に対して、予算の範囲内において、1団体につき200万円(コンサルタント派遣を受けてまちづくり活動団体の認定を受けた場合にあっては、200万円からコンサルタント派遣の費用を減じた金額とする。以下同じ。)を上限とし、助成を開始した年度から3年度を限度として助成金を交付するものとする。

- (1) 会議のための会場借上費
- (2) 通信費(使途が明確なものに限る。)
- (3) 広報及び公聴に係る印刷費(原稿作成費及び紙代等を含む。)
- (4) 役員会、総会等の会議資料作成費
- (5) コンサルタント等委託費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、活動の目的を達成するために必要があると認める費用

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合は助成金の交付を1年度延長することができる。この場合において、助成を開始した年度から3年度の間、に交付された1団体に対する助成金の合計額が200万円を超えないときに、当該団体に対する助成金の合計額が200万円を超えない範囲で助成することができる。

(助成の申請)

第19条 まちづくり活動助成を受けようとするまちづくり活動団体は、まちづくり活動助成申請書に、次に掲げる図書を添付して市長に助成の申請をしなければならない。

- (1) まちづくり活動概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

(助成の決定)

第20条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査して助成の可否を決定し、その旨をまちづくり活動助成通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成を決定する場合において、助成の目的を達成するために必要があると認める場合は、条件を付することができる。

(活動内容の変更)

第21条 前条の規定により助成の決定を受けたまちづくり活動団体(以下「助成団体」という。)は、助成対象活動の内容を変更しようとする場合は、速やかに活動内容変更承認申請書により市長に承認の申請をしなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認の申請があったときは、これを審査し、その結果を活動内容変更承認通知書により申請者に通知するものとする。

3 前条第2項の規定は、活動内容の変更の承認について準用する。

(実施状況の報告)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、助成団体に対してその助成対象活動の実施状況の報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

(完了実績報告書)

第23条 助成団体は、その助成対象活動に係る当該年度の活動を完了したときは、その完了の日から起算して15日以内に、完了実績報告書により、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 出納に関する帳簿及び証拠書類の写し

(3) 計画書等の成果物

(4) 広報紙等の印刷物

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

(助成金の交付)

第24条 助成団体は、助成金交付請求書により助成金の交付を請求することができる。

2 市長は、助成金を交付したときは、助成金交付通知書により当該助成団体に通知するものとする。

(助成金の確定等)

第25条 市長は、第23条の規定により完了実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成対象活動の内容が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、その結果を助成金の確定通知書により助成団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査等の結果、完了実績が交付した助成金の額に満たないと認める場合には、助成金の精算を行うものとする。

(助成の取消し等)

第26条 市長は、第6条第1項の規定によりまちづくり活動団体の認定を取り消したとき又は助成団体が次の各号のいずれかに掲げる事項に該当すると認められるときは、第

20条第1項の規定による助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に基づいて提出された申請書又は報告書等の内容が虚偽であることが判明したとき。
- (2) 次条第2項に規定する警告に対し、何らの改善を行わなかったとき。
- (3) 助成団体が、法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) 助成金を助成対象活動以外の目的に使用したとき。
- (5) 第20条第2項(第21条第3項において準用する場合を含む。)の条件を遵守しなかったとき。

2 市長は、前項の規定により助成の決定の全部又は一部を取り消したときは、まちづくり活動助成取消通知書により助成団体に通知するものとする。

3 市長は、既に交付した助成金の額が助成金交付決定額から助成金交付取消額を差し引いた額を上回っているときは、当該助成団体に対し、その上回っている額の助成金の返還を命ずるものとする。

(指導監督)

第27条 市長は、この要綱に規定する活動の適正化を図るため必要があると認めるときは、助成団体に対し市職員に実地で書類等の検査をさせ、又は関係者への質問をさせることができる。

2 市長は、助成団体の運営が適正でないとき、助成団体に警告することができる。

3 前項の警告を受けた助成団体は、その運営を改善し、その結果を市長に書面で報告しなければならない。

第4章 雑則

(支援の制限)

第28条 この要綱と同趣旨の他の制度により市長の支援を受ける住民組織は、この要綱による支援を受けることができない。

(様式)

第29条 この要綱に規定するまちづくり活動団体認定申請書等の様式は、別に市長が定める。

(委任)

第30条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた助成金の申請については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年12月28日から施行する。ただし、第3章第2節の規定については、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に改正前の宝塚市地区計画等の導入の促進に関する要綱の規定によりされた申請、認定その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日宝都計第151号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成30年11月19日宝都計第65号)

この要綱は、決裁の日から施行する。